



大阪府では、介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、介護テクノロジー導入支援事業補助金を交付します。

(※令和7年度より、介護ロボット導入支援事業とICT導入支援事業が一本化され、「介護テクノロジー導入支援事業」となりました。)

<支援内容(予定)>

■補助総額：1,380,425千円

■補助対象者：介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所
老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

■補助割合：導入費の3/4

■補助内容：以下(1)～(3)

(1) 介護テクノロジーの導入支援

ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

【1台あたり上限額 30万円】※移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援に該当する機器は100万円

介護業務支援に該当する介護ソフトは最大250万円(職員数により変動)

従来からの分野 移乗支援(装着、非装着)、移動支援(屋外、屋内、装着)、排泄支援(排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援)、入浴支援、見守り・コミュニケーション(見守り(施設)・見守り(在宅)、コミュニケーション)、介護業務支援(介護ソフト等)

新分野 機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援

(上記機器の導入に付帯して必要となるWi-Fi環境整備、スマホ、タブレットにかかる経費も対象)

イ その他、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等【1台あたり上限額 100万円】

- ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器(床走行式リフト等)
- ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)
- ・生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等)
- ・バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等)
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援【合計の上限額 1,000万円】

(1)のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入支援(Wi-Fi環境整備、スマホ、タブレットにかかる経費も対象)

※介護業務支援に該当するテクノロジーと、それと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合は、(1)ではなく、(2)へのエントリーとなります。

介護ソフト+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

「介護業務支援」に該当する複数の機器

介護記録ソフト+介護請求ソフト等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援【上限額 45万円】

本事業の介護テクノロジーの導入に際して、生産性向上に係る知識・経験を有する第三者から業務改善等を受ける費用の支援

■補助要件：

① 令和7年度介護テクノロジー活用支援セミナーの受講(アーカイブの受講も可。詳しくは以下HP参照)

(セミナー日時：令和7年5月14日(水曜日)13時00分から15時30分)

② 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始すること(居宅介護支援・居宅サービスに限る)

■事前エントリー期間：令和7年6月上旬頃までに開始予定

これまでの介護テクノロジーの導入状況や、伴走支援研修等の申込状況に応じた選定

(エントリーが予算を超過した場合、抽選)

■参考サイトURL等：

介護テクノロジー導入支援事業HP

【セミナーのアーカイブ視聴、事前エントリーや、交付申請に関してはこちらから】



福祉用具情報システム(TAIS)

【上記(1)アについては、TAISで「介護テクノロジーのカテゴリ」に掲載されるものは補助対象】



ケアプランデータ連携システム

